

であるが、法律に賛成投票しなかつた共同体の構成員はいかなる意味において自由なのだろうか。

その答えは、自由の意味に基づく基本的考察によつて与えられる。自由の反対は奴隸であること、つまり、疎遠な意志によつて強制あるいは拘束される状態である。自分自身が定めた法律に従う者は自由である。野球のゲームルールや入学した大学の規則を守るとき、自分の属する国の法律やわれわれが責任をもつてつくった自分の人格的ルールに従うとき、われわれは自由である。これが道徳的自由の意味である。われわれが真に欲することや正しいと感じること、真実と信じること、人格として受け入れることなどを行うとき、われわれは自由である。なぜなら、どの場合もわれわれは自分自身で定めた法律に従っているからである。自分たちにとって悪いとか無意味であるとか、無秩序だと指令されたと思っていることを、眞の自我にとつて恥ずべき逸脱として自身で認めるような一時的な気分や感情によつて行なうことができる。自由ではなく放埒なのである。われわれ自身の規準に反して振る舞うことは自由ではない。自身の目に卑劣に映るように行動する自由、臆病者である自由などはないし、またとりわけ、自由から逃亡⁽¹⁾する自由など存在しないのである。自分が自由に好きなことだけができるとき自由である、と思っている人は、まだ彼の人生のなかで何か価値あることをしたいと望んだ経験がないのである。というのは、いつたん価値がある何かを望むならば、自分の好きなことを自由にできないことがわかるだろうからである。

人格的道徳性の議論に脱線したが、ここでは結局のところ、さまざまなものレベルで自由が定義されるのである。社会のなかでは、道徳的自由以外、いかなる自由も考えられない。砂漠にいる野生ロバの自由も、沖合の海賊の自由も、社会の隙間で生きる大小の暴力団員の自由も、社会における自由とは何の関係もない。

い。彼らは、法律がないためか法律が彼らの行動を阻止できないために法律から自由なのであって、法律のもとで、自由だというわけではない。彼らは、社会の外にいるがゆえに自由であり、社会を通して自由なのではない。彼らが享受する自由は社会から離れた自由であり、社会における自由ではない。彼らは、口マンチックな魅力や心理的あるいは商業的なアピールを未成熟な空想力に訴えるかもしれない。しかし、道徳的な次元では彼らの自由には何の価値もない。そのような自由などの外れである。

私的企業の問題でさえ、道徳的自由とは何も関係がない。J・S・ミルは、眞の自由主義についての古典的名著である『自由論⁽³⁾』において、(当時、ミル自身がそうであったように) たとえ企業の自由やそのメリットを確信するとしても自由な企業と自由な社会とを混同してはならない、と言明した。人々が信用する取引形態は自由と無関係である。

同じことは、いわゆる契約の自由についてもいえる。この問題について、ミルと同様に自由な企業の信奉者であるフランク・ナイトは、次のように述べている。「混乱状態の政治学全体のなかで、『自由』と『契約の自由』との混同ほどひどい混同はない。自由とは、個人に開かれた選択の範囲に適用されるし、またそのように適用されるべきである……。これに対して契約の自由は、『自分自身の所有物』を自由に処分することに関して形式的拘束がない、ということしか意味しない。実際、契約の自由は、自分の願望や理想に従つて自分自身の人生を方向づける力という意味での自由と正反対なのである」。⁽⁴⁾ さて、本題に戻ろう。反対投票した法律に従うとき、個人はいかなる仕方で自由なのか? ルソーはこの問題に全力で答える。